

といふ事なる館の菩提所なりと云傳へり
長應寺去年被寺に於て戒名未を鐫る
詳なりと云館の跡地に法務社あり

一山館

山楢村ふりり七人庄司に於て藩尉といふ人
の館なりといふ予按ずるに前件一記を
東海林に於て成政藩の内柵を接し
一は人言上郡沼平の場よりして庄内より
場より尾浦合戦の附より接し尾浦より
あり城と戦ひ一人なり

一山谷堤

山谷村にあり周圍にるる沼田郡の用水之
為人を至古より堤を築し農業の爲に
孝徳記曰国々可築堤地可穿溝云々
孝仁紀曰三十六年令諸国多開池溝數
八百之以農爲事因是百姓富寛天下大
平也云々延喜式廿二十五出羽国正税
条下に池溝料二万束とあり大畠大山あ
池溝ハ朝家の令より罷りもや又泉谷地
といふ事あり古古人はありて其泉を